

平成30年 第1回総会・会議録

1. 日 時 平成30年1月10日(水) 午前10時～11時05分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (19名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
13番 下澤 繁道	14番 古海 博	15番 濱中 興三
16番 稲光 進	17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三
19番 中村 治雄		

農地利用最適化推進委員 (12名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
30番 立岩 新吉	31番 三村 訓章	32番 中畑 栄

4. 欠席委員 (2名)

26番 尾上 進	33番 寺岡 朝治
----------	-----------

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	主 任 泉 弘明

6. 報告事項

報告第 1号 農地法第3条の3規定による届出について	1件
報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	3件
報告第 4号 農地強化パトロールについて(農政関係)	

7. 議案及び結果

議案第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	1 件
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	3 件
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	3 件
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定 について	1 件
議案第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定 による承認について	1 件
議案第 6 号	下限面積（別段の面積）の設定について	
議案第 7 号	農地の賃借料情報の提供について（農政関係）	

事務局長	<p>おはようございます。出席予定委員がお揃いになりましたので、平成 30 年第 1 回東部農業委員会総会を開催したいと思います。33 名中 31 名の出席で、定足数には達しておりますことをご報告いたします。総会に入る前に、皆様、携帯電話をマナーモード等をお願いいたします。</p> <p>それでは以降の進行を、井手尾会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>あけましておめでとうございます。ただ今より平成 30 年第 1 回総会を開会いたします。報告第 1 号から事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 1 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。 平成 30 年 1 月 10 日 北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義</p> <p>報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 規定による届出について <第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明> 以上、1 件ご報告いたします。</p> <p>報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について <第 1, 2 項について別紙議案書のとおり内容を説明> 以上、2 件ご報告いたします。</p> <p>報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について <第 1～3 項について別紙議案書のとおり内容を説明> 以上、3 件ご報告いたします。</p>

議長 　ただ今、報告第1号から3号まで報告がありました。本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

　それでは、これより議案の審議に入ります。議案第1号「農地法第18条第6項の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
＜第1項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
　以上、1件ご審議お願いいたします。

議長 　では、地元委員、尾倉委員による補足説明をお願いします。

尾倉委員 　借受人の死亡によるもので解約は成立しており、問題はございません。

議長 　ただいまの説明等に関して何かご異議ご質問等ございませんか。

　（異議なしの声）

議長 　ご異議は無いようですので、議案第1号につきましては、受理することといたします。

　続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 　議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
＜第1～3項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
　以上、3件ご審議お願いいたします。

議長 　それでは今回、現地調査を行っていただいた、門司区大字畑 地区担当の大川委員、小倉南区中吉田 地区担当の間委員、報告をお願いします。

大川委員 　譲受人の長瀬氏は農業を営んでおり、問題はありませんでした。

間委員 　譲受人と譲渡人は親子関係にあり、特に問題はございません。

議長 　ただいまの説明等に関して何かご異議ご質問等ございませんか。

　（異議なしの声）

議長 　ご異議は無いようですので、議案第2号につきましては、許可と決定いたします。

議長 続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
＜第1～3項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、3件ご審議お願いいたします。

議長 それでは、今月担当の第2調査委員会 大川調査長からご報告をお願いします。

調査長 私どもが現地を回りまして、問題がないことを確認いたしました。第1項については車が入りにくいことを解消するため、第2項は以前の転用の残地で、入口の道路を広げるため測量もしています。第3項は先程行われました第2調査委員会におきまして、調査員から道路も広い、下水道もあって建設は可能という報告があっています。審議をお願いいたします。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご意見ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議は無いようですので、議案第3号につきましては、許可相当と決定いたします。
続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
＜第1項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、1件ご審議お願いいたします。

議長 ただ今の説明に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議は無いようですので、議案第4号につきましては、原案どおり決定いたします。
引き続き、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による承認について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による承認について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご審議お願いいたします。

議長 ただ今の説明に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議は無いようですので、議案第 5 号につきましては、原案どおり承認といたします。
続きまして、議案第 6 号「下限面積（別段面積）の設定について」事務局説明をお願いします。

農地担当係長 議案第 6 号 下限面積（別段の面積）の設定について
<別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご審議お願いいたします。

議長 ただ今の説明に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

奥野委員 30a 未満の農地しか所有していないと、農家ではないということになるのですか。

農地担当係長 そうということではありません。農地を譲り受ける場合の、譲受人の条件としての、所有あるいは耕作農地面積の下限です。

奥野委員 農地を新たに買ったり、耕作したりする際に必要な 30a というのは、このことだったのですね、よくわかりました。

議長 他にはご異議ご質問等はございませんか。
ないようですので、議案第 6 号につきましては、原案どおり決定いたします。
引き続き農政関係の議事に移ります。本日は報告が 1 件、議案が 1 件、その他で 1 件の項目があります。報告第 4 号「農地強化パトロールの実施について」事務局説明をお願いします。

事務局長 資料はつけておりませんが、今までの農地パトロールを強化していこう

という内容です。毎年委員さんが個別に、事務局がお配りした図面を持って見回りをさせていただいております。委員さんの要望があればその2回目として、会長、副会長が再度一緒に現地を確認していこう、問題を共有した上で、解決へと行動していこうと、前回の総会後の運営委員会で決定いたしました。全ての委員さんが2回目を希望すれば、調整が必要になると思いますが、ご希望がございましたら事務局までお寄せください。

議長

今までは、地元委員が口頭で指導してきましたが、言いにくい、言っても聞いてくれない、という場合は、現場と一緒に確認した上で、委員会として「周辺に迷惑をかけないように管理していただけますか」という内容の文書を出していきます。よろしいでしょうか。事務局も把握しておいてください。

次に、議案第7号「農地の賃借料情報の提供について」事務局説明をお願いします。

次長

議案第7号 農地賃借料情報の提供について
＜別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、1件ご審議お願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

畑中委員

質問いたします。実際の賃借料をここに提示されている最低額より下げた場合、違法になるのですか。

次長

両者が話し合いをする際の参考です。

奥野委員

その情報は誰にでも教えてくれるのですか。

事務局

カウンターに備え付けて配布できるようにしています。

議長

問い合わせに対して農業委員会として回答するため、1年に1回事例を集計しているものです。現実には、無料で貸し借りしている例も多いようです。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議はないようですので、議案第7号につきましては、原案どおり承認いたします。

他に何かありますか。

立岩委員

現在、農業委員と最適化推進委員に分かれています。一般の人は皆、農業委員会は農業委員で構成されていると思っており、推進委員は肩身が狭いです。例えば、農地法上の申請が出た場合、農業委員には連絡がありますが、推進委員は議案書を見るまでわかりません。そのところを協議してもらえませんか。

農地担当係長

合同総会の際に全委員さんにお配りしてご説明しました。申請が出た際の業務フロー図を見ていただければわかりやすいと思います。まず、申請者（業者）から担当農業委員に連絡説明があり、その担当農業委員から担当農地利用最適化推進委員に連絡するという流れで行っています。申請者から、担当の農業委員、推進委員の双方に連絡させることも可能です。

会長

それでは、事務局から業者に指導していただいて、推進委員にも連絡説明するようにしてください。

続きまして、その他の「総会の進行について」説明をお願いします。

事務局長

前回の総会時に、三村委員から投げかけのあった件です。新体制では、農業委員会は農業委員と農地利用最適化推進委員で構成されています。今になって、それぞれの役割、思いがずれてきたのかも知れないと思います。

何度か目にしていらっしゃるパンフレットですが、ご覧ください。「農業委員と農地利用最適化推進委員の連携」のところ。まずは、それぞれの5つの使命を十分に果たすこととなります。農業委員の1番の使命は、審議して決定すること、議決権は農業委員にしかございません。それに対して推進委員は現場活動が中心です。その上で、推進委員は意見を述べていただけるようになっていまして、これまではそうやって意見を出し合い情報共有していく中で決定できました。幸い、議決を求めることはありませんでした。

とはいえ、三村委員のいわれる、それぞれの役割を重視した形での総会の進行を求められることも、よくわかります。運営委員会では、進行の順番を変えることはやぶさかではないという話しとなりましたが、会長からも思いを伝えたいということなので、よろしくをお願いします。

会長

新体制になっても、一体化して進めていこうという考えで取り組んできました。旧体制の地区協議会がある時は、情報共有を十分した上で審議できていました。そこで、提案ですが、総会の日会場を9時から開けていますので、以前の地区協単位での話し合いの場、農業問題を解決していく場として活用してください。

議案審議を最後に持ってくるということはわかるのですが、その他の項

目で多数の意見が出て長引いた場合、審議せねばならない本題がそっちのけになるという不都合が出る恐れがあります。

三村委員

質問ですが、「農業委員会等に関する法律」の29条には、推進委員はその担当する区域内について意見を述べるができる、とあります。その法に則って、担当区域限定でしか意見を述べるができないのか、東部農委は独自の考え方で担当区域限定なしで意見を述べるようにするのか、お伺いします。

事務局長

まずは、29条を読み込まないといけませんし、規則、施行令等の確認も必要ですので、即答しかねます。ただ、新体制に向けて法的にも確認してきた中で、農地利用最適化推進委員が意見を述べる際の限定はなかったように思います。確認をさせてください。

会長

では、厳密に確認した上で、決定は次回に延ばさせてさせていただきます。

以上で第1回総会の審議は終わりました。本日の署名委員さんは16番 稲光委員と17番 奥野委員です。よろしくお願ひします。

上記の記録について、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成30年1月10日

議 長

署名委員 16番

署名委員 17番
